第十三号様式備考1⑸①中「もの」の下に「（告示で定めるものを除く。）」を加え、②中「以上のもの」の下に「及び容器の直径が140ミリメートル未満の告示で定めるもの」を加える。

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の十七第一項第一号イ⑶ただし書を削り、同号ハ中「同じ。）」の下に「及びポータブルタンク（危規則第二条第二号の五に規定するポータブルタンクをいう。以下同じ。）」を、「当該コンテナ」の下に「及びポータブルタンク」を、「付されているもの」の下に「（当該海洋汚染物質が内容積が三千リットル未満のポータブルタンクに収納されている場合には、相対する二側面に標札が付されているもの）」を加え、同号ニ⑶中「（殺虫殺菌剤類に限る。）」及び「及び濃度」を削り、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

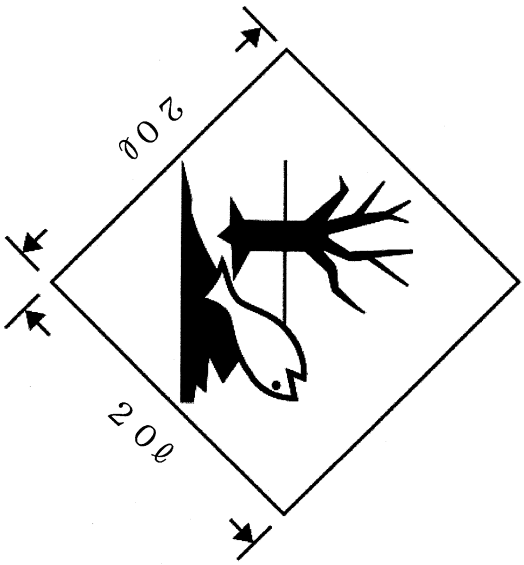
3　第一項第一号から第四号までの規定は、告示で定める容器及び包装に収納された海洋汚染物質の輸送には適用しない。

第四号の二様式を次のように改める。

第４号の２様式（第37条の17関係）

（注１　ℓは、0.5センチメートル（コンテナ及びポータブルタンク（内容積が3000リットル未満のものを除く。）に付す標札については、1.25センチメートル）以上とする。ただし、この大きさの標札を付すことが困難となる場合にあつては、この限りでない。

２　ふちの線の太さは２ミリメートル以上とする。）



部分	色彩
地	白
縁	黒
記号	黒

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。

（危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に船舶により輸送され、又は船舶に貯蔵されている危険物の運送又は貯蔵については、当該輸送又は貯蔵が終了するまでの間、この省令による改正後の危険物船舶運送及び貯蔵規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この省令の施行の際現に船舶により輸送されている海洋汚染物質の輸送方法に関する基準については、当該輸送が終了するまでの間、この省令による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　この省令による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第四号の二様式については、平成二十八年十二月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

（罰則に関する経過措置）

第四条　この省令の施行前にした行為並びに附則第二条及び前条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの省令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。